



国土利用計画

第三次塩尻市計画



塩 尻 市

第1 土地の利用に関する基本構想

- | | |
|-------------------|---|
| 1 土地利用の基本方針 | 2 |
| 2 地域類型別の土地利用の基本方向 | 5 |
| 3 利用区分別の土地利用の基本方向 | 6 |

第2 土地の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- | | |
|-------------------|----|
| 1 土地の利用区分ごとの規模の目標 | 10 |
| 2 地域別の概要 | 11 |

第3 第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- | | |
|------------------|----|
| 1 公共の福祉の優先 | 14 |
| 2 国土利用計画法等の適切な運用 | 14 |
| 3 地域整備施策の推進 | 14 |
| 4 土地の保全と安全性の確保 | 16 |
| 5 環境の保全と美しい土地の形成 | 16 |
| 6 土地利用転換の適正化 | 18 |
| 7 土地の有効利用の促進 | 19 |
| 8 土地の市民的経営 | 22 |

参考資料

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 計画策定の経過 | 24 |
| 2 土地の利用区分の定義及び用語の解説 | 25 |
| 3 計画における主要指標 | 31 |
| 4 利用区分ごとの規模の目標の考え方 | 32 |
| 5 利用区分別面積と関係指標の推移と目標 | 35 |
| 5-1 農地面積と関係指標の推移と目標 | 35 |
| 5-2 森林面積と関係指標の推移と目標 | 35 |
| 5-3 水面・河川・水路面積の推移と目標 | 36 |
| 5-4 道路面積の推移と目標 | 36 |
| 5-5 宅地面積の推移と目標 | 37 |
| 5-6 住宅地面積と関係指標の推移と目標 | 37 |
| 5-7 工業用地面積と関係指標の推移と目標 | 38 |
| 5-8 市街地人口、面積の推移 | 38 |
| 6 土地利用概略図 | |
| ・土地利用現況図 | 39 |
| ・土地利用構想図 | 40 |



前 文

この計画は、土地基本法第2条及び国土利用計画法第2条に示された国土の利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、土地基本法第11条第1項及び国土利用計画法第8条の規定に基づく本市の区域における土地の利用に関し、必要な事項を定めた計画（以下「塩尻市計画」という。）であり、土地利用に関する行政上の基本的な指針となるものです。

塩尻市計画は、国土利用計画法第5条及び第7条の規定により、それぞれ定められた全国計画及び長野県計画を基本とし、かつ、第五次塩尻市総合計画に即するものとします。

なお、塩尻市計画は、長野県計画の改定、本市の総合計画の改定、さらに社会情勢の大きな変動があった場合においては、必要に応じて見直しを行うものとします。



第1

土地の利用に 関する基本構想



1 土地利用の基本方針

2 地域類型別の土地利用の基本方向

3 利用区分別の土地利用の基本方向

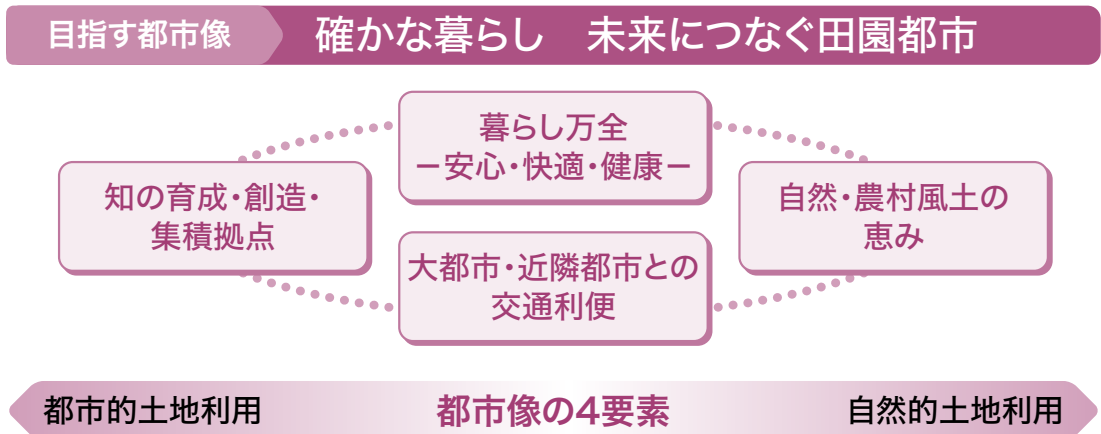
第1 土地の利用に関する基本構想

1 土地利用の基本方針

(1) 基本理念

土地は、現在及び将来における市民のための限られた貴重な資源であるとともに、生活、生産を行うための共通の基盤であり、恵まれた自然環境は貴重な財産です。

土地の利用に当たっては、市民の理解と協力の下に、公共の福祉を優先させ、恵まれた自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と土地の均衡ある発展を図ることを基本理念として、第五次塩尻市総合計画長期戦略に掲げる都市像「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」を実現するため、社会・経済情勢の状況変化に的確に対応した土地利用を、総合的かつ計画的に行うものとします。



(2) 本市の特性

本市は、長野県の中央部に位置し、東西17.7km、南北37.8kmと南北に長く、290.18km²の面積のうち約89%が森林及び農地等の自然的土地利用となっています。

地形は、木曾地域の北東端に位置する急峻な山岳地帯と松本盆地の南端

に扇状地をなし、東に東山及び高ボッチ山、西に北アルプス及び鉢盛連峰、南には中央アルプスに連なる山並みを背景に田園風景が広がり、森林や水資源などの豊かな自然環境に恵まれています。市内を信濃川水系の奈良井川と田川、天竜川水系の小野川が流下し、塩尻峠、善知鳥峠、権兵衛峠及び鳥居峠は、日本海側と太平洋側への分水嶺となっています。標高は平坦部で海拔650～850mであり、冷涼な気温で、昼夜の寒暖差が大きく、日照時間が長く降雨量が少ない内陸性の気候です。

古来より日本海側と太平洋側の交通が交差する交通の要衝であり、現在では、信州まつもと空港の立地をはじめ、鉄道はJR中央東線、中央西線及び篠ノ井線が通過するとともに、主要幹線道路は、長野自動車道のほか、一般国道19号、20号及び153号が通過しています。

昭和34年に旧塩尻町、旧片丘村、旧広丘村、旧宗賀村及び旧筑摩地村の1町4村が合併して市制を施行し、その後昭和36年に旧洗馬村と合併しました。それ以降、土地区画整理事業等を積極的に進め、人口の増加、都市化の進展等、田園都市の実現に向け都市機能を高めてきました。また、平成17年に旧榎川村との合併により、歴史や文化、森林と水といった地域資源に厚みが増し、これらを生かし、新たな広域圏の中で良好な居住環境を持つ、産業、経済、人的交流の拠点としての発展が求められています。

(3) 土地利用をめぐる基本的条件の変化及び課題

ア 少子高齢化・人口減少時代への対応


少子高齢化・人口減少が急速に進行し、地域の活力の維持及び持続可能性を高めるため、生産年齢人口の居住を促進することが重要となっています。一方、市街地拡大の動きは全体として鈍化し、都市機能の集約や、空き家等の低未利用地の活用が求められています。

イ 安全・安心な暮らしの確保と災害に強いまちづくりの推進

全国的には近年、集中的、局所的な降雨・降雪による自然災害が頻発し、また、都市機能を支える公共インフラの老朽化が進行しており、市民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害に強いまちづくりが求められています。

ウ 産業構造や都市・農山村環境の変化

グローバル化の進展と情報通信技術の発達により、経済活動の範囲が



拡大し、スピードが加速しています。こうした動きに対応した高付加価値産業の立地を促す一方、自然由来のエネルギーなどの豊かな農山村環境から生まれる地域資源を、産業間の連携や複合化により活用することが求められています。

㊦ 市民参画と協働によるまちづくりの推進

価値観の多様化や社会貢献意識の高まりに伴い、個人、自治会、NPO、各種団体、企業等の多様な主体による土地利用や管理の取り組みが広がっています。

(4) 土地利用の基本方向

土地が限られた資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとに土地需要の量的な調整を行うとともに、土地利用のより一層の質的向上を図ります。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に当たっては、限られた土地の有効利用を図ります。

都市部の土地利用については、高度利用を促進するとともに、低未利用地・施設の有効活用を促進し、計画的に開発誘導を進めることにより、快適で魅力ある市街地の形成を図ります。

農村部や山村部の土地利用については、農山村集落の維持・活性化を図るため、優良農地の確保や自然との共生に留意して、適正な開発と保全の調整を行います。

また、農地、森林、宅地などの利用区分相互の土地利用転換に当たっては、復元の困難性を考慮し、計画的かつ慎重に行うものとします。

イ 土地利用の質的向上

都市機能を支える公共インフラを再整備・統合するとともに、農村部や山村部の有する多面的機能を維持増進することで、災害に強く、安全で安心なまちづくりを進めます。

また、都市的土地利用に当たっては、集積・集約による高度利用や、自然や歴史・文化との共生・複合的利用、都市部と農山村部におけるエネルギー・経済的循環や人的交流に努めることで、職住が近接しつつ、美しく豊かな自然環境と、これが生み出す地域資源を活用して高付加価値を創出するまちづくりを進めます。

2 地域類型別の土地利用の基本方向

市全域の土地利用は、市街地ゾーン、田園ゾーン、環境保全ゾーンの3つに大別し、それぞれのゾーン別に次の基本方向に基づき今後の土地利用を図ります。

(1) 市街地ゾーン

都市的な土地利用を図る地域として、駅周辺を拠点に多様な都市機能が集積し、良好な居住環境を備え、生活、文化、経済の中心となるコンパクトな市街地の形成を計画的に進めます。

人口や産業・就労の受け皿として、新規の住宅系用地や産業系用地の計画的な確保、市街地再開発による高度利用、土地区画整理等による低未利用地・施設の有効活用を進めます。区域区分及び用途区域の見直し、地区計画の導入、公園・緑地の保全整備により、良好な市街地の維持増進を図ります。

(2) 田園ゾーン

職住が近接しつつ、美しく豊かな自然環境から地域資源を生み出し、田園都市を構成する重要な地域として、適正な開発と保全の調整を行います。

既存集落やコミュニティーの維持に努めながら、優良農地については、中心的農業経営体への面的集積の促進や、遊休・荒廃化の防止、里地里山の環境整備により、保全を図り、多面的機能を維持します。

また、本市の地域ブランドを構成する地域資源を生み出すエリアや、市街地に近接するエリアについては、周辺環境に配慮しながら、その特性を生かした整備を計画的に推進します。

(3) 環境保全ゾーン

市の面積の7割以上を占める森林地域であり、水源涵養^{かん}や、土壤保全による災害防止、景観による快適性、保健・レクリエーションなど公益的な機能を有する地域として、機能に応じた適正な森林施業と里地里山の環境整備により、維持造成を図ります。

また、この地域を源とした木材やエネルギーの生産・消費、市民等の文化・教育的活動といった森林との共生によって、森林の持つ多面的な機能の発揮と域内循環型のまちづくりを推進します。



3 利用区分別の土地利用の基本方向

(1) 農地

農地については、農畜産物の安定供給と中心的な農業経営体の持続的な経営に向け、集団化された優良農地を確保するとともに、「所有」から「利用」への考え方を重視し、効率的な利用と生産性の向上を促進します。

市街地内及び近接農地においては、市民農園や体験型農園としての活用や、都市的土地利用との調整により、遊休・荒廃化を防止します。

また、農業者をはじめ地域住民やNPO等の多様な主体の直接的・間接的な参加による適切な管理により、土壌保全、水源涵養^{かん}などの多面的機能の維持を図ります。

(2) 森林

森林については、水源涵養^{かん}や、土壌保全による災害防止、木材の生産などの多面的機能を、総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じた森林施業と里地里山の環境整備を、多様な主体の直接的・間接的な参加により実施し、維持造成を図ります。

また、野生鳥獣や病害虫による森林被害を防止するため、個体数調整、間伐を中心とした森林整備、緩衝帯の整備、伐倒駆除、樹種転換などの対策を進めます。

平地部における森林については、貴重な緑として機能維持及び管理を図ります。

(3) 原野等

貴重な自然環境を形成している原野等については、生態系及び景観の観点から保全に努め、その他の原野等については、周辺の土地利用や環境保全に配慮した有効活用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、災害防止のために河川整備や砂防施設の整備により安全性の確保に努めるとともに、水資源と水源地の保全、河川、農業用排水路などの整備に要する用地の確保を図ります。

また、整備に当たっては、親水的要素を持った水辺空間の維持・創出に努めるなど、うるおいとやすらぎを与える機能と自然環境の保全・再生に配慮します。

(5) 道路

一般道路については、交通の円滑化と安全性を確保するとともに、広域都市間や地域間交流・連携を促進するため、幹線道路を中心として必要な用地の確保を図ります。また、適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。

整備に当たっては、安全性、快適性、防災機能の向上に努め、コンパクトな市街地空間の維持に配慮した整備を推進するとともに、沿道民地を含めた道路緑化などにより、良好な沿道環境の保全・創出に努めます。

農林道については、農林業の生産性の向上及び土地の適正な利用を図るため、自然環境の保全に配慮しながら整備に必要な用地の確保を図ります。

(6) 宅地

ア 住宅地

住宅地については、核家族化の進行などによる世帯数増加や新規流入人口の受け皿となり、職住が近接するコンパクトな市街地を形成するため、既存市街地の再開発による高度利用や、土地区画整理等による低未利用地の有効活用、市街化区域内農地の利用促進、市街地に近接するエリアにおける土地利用の転換により、計画的整備を進めます。

また、持続性ある確かな住環境を維持するため、耐震や防災などの安全性、環境性能や省資源、都市部と農山村部が一体になったエネルギー循環、景観など質的向上に配慮した環境整備を図ります。

空き家の有効活用や定住化の促進により、集落・コミュニティーの健全な維持に努めます。

イ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化、高付加価値化など産業構造の変化に伴い、知の育成・創造・集積を進める上で必要な用地の確保を図ります。その際には、環境保全に配慮するとともに職住近接を基本とし、既存市街地内の工業系地域及びこれに隣接する地区を中心に確保します。

ウ その他の宅地

市街地の活性化と良好な住環境に配慮しつつ、再開発による高度利用や、空き店舗等の有効活用を図ります。

沿道型商業施設については、主要幹線道路沿いにおいて、良好な環境と周囲の景観に配慮した適切な土地利用を図ります。

(7) その他

この区分は上記以外の用地で、交通施設用地や公園、緑地、墓園、未利用地などであり、ニーズの多様化を踏まえた用地の確保や、自然環境や景観の保全に十分配慮し、多様な主体の参加や広域的連携を視野に入れた有効利用を促進します。

第五次塩尻市総合計画で目指す都市像

確かな暮らし 未来につなぐ田園都市

確かな暮らし

- 市民の皆さんが、未来への希望を持ち、安定した日々の生活を送ることを意味します。
- 雇用や学びの機会、社会やコミュニティの中での役割等をしっかりと確保します。
- 地域での助け合いや行政等の必要な支援により、「確かな暮らし」を営むまちをつくります。
- 本市が持つ「暮らしやすさ」という強みに、より磨きをかけ都市ブランド化を目指します。

未来につなぐ

- 自然、地域コミュニティ、経済、歴史、文化などの「持続可能性」を未来にわたって確保します。
- まちづくりに係る多様な主体が、未来の市民や地域に対しても責任を持ち行動します。
- 先人の築いてきた財産を継承しつつ、知恵と行動により新たな価値を創造し、次の世代に自立した塩尻市をしっかりと引き継いでいきます。

田園都市

- 田園都市構想の基本的な考え方「豊かな自然の恵みと快適な都市機能を併せ持ち、自給性と自立性の獲得を目指す田園都市」を継承します。
- 本市の強み、「暮らしやすさ」「知恵と情報の高度な活用」「豊かな自然と農村風土」「大都市、近隣都市との交通利便性」の4要素を生かし、独自の田園都市を創造します。



第2

土地の利用区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要



- 1 土地の利用区分ごとの規模の目標
- 2 地域別の概要

第2

土地の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 土地の利用区分ごとの規模の目標

(1) 目標年次及び基準年次

ア 目標年次 平成35年(2023年)

イ 基準年次 平成25年(2013年)

(2) 目標年次における人口

65,000人

(3) 土地の利用区分

土地の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他とします。

(4) 規模の目標の設定方法

各利用区分についての各種調査に基づき、過去の推移及び将来の変化等を推計する中で、将来人口や土地利用の実態と調整を行い定めます。

(5) 目標年次における規模の目標

平成35年の利用区分ごとの規模の目標は、別表のとおりです。なお、この数値については、今後の経済社会の不確定さなどから弾力的に理解されるべき性格のものであります。

(別表)

(単位:ha・%)

利 用 区 分	基準年次	目標年次	増減	構成比	
	平成25年	平成35年		平成25年	平成35年
農 地	3,560	3,482	△ 78	12.27	12.00
森 林	21,587	21,571	△ 16	74.39	74.34
原 野 等	447	442	△ 5	1.54	1.52
原 野	378	373	△ 5	1.30	1.29
採草放牧地	69	69	0	0.24	0.24
水面・河川・水路	171	161	△ 10	0.59	0.55
道 路	796	805	9	2.74	2.77
宅 地	1,488	1,578	90	5.13	5.44
住 宅 地	1,079	1,121	42	3.72	3.86
工業用地	229	246	17	0.79	0.85
その他宅地	180	211	31	0.62	0.73
そ の 他	969	979	10	3.34	3.37
合 計	29,018	29,018	0	100.00	100.00
市 街 地	825	—	—	2.84	—

※市街地は国勢調査における人口集中地区面積である。

2 地域別の概要

(1) 地域区分

地域区分は、土地における自然的、社会的、経済的条件及び文化的条件を考慮して、地域類型別と同じ市街地ゾーン、田園ゾーン、環境保全ゾーンの3つに区分し、それぞれの特性を生かした土地利用を推進し、均衡ある発展を図ります。

(2) 地域別土地利用

ア 市街地ゾーン

主として、桔梗ヶ原扇状地と奈良井川及び田川の河岸段丘の間に位置し、国道19号、同20号とJRが南北に走り、JR沿いに位置する大門、広丘の人口集中地区を中心として市街地が形成されています。都市的土地利用が進み、住宅、商業施設、公共公益施設等の都市機能の集積により、市民の日常生活における活動の場として最も利用されている地域です。

幹線道路沿いに商業施設や沿道サービス型店舗の進出が多く見られ、交通の要衝という地勢と、土地区画整理事業等の基盤整備の進行により、産業の集積と住宅団地の造成があり、今後も生活、文化、経済の拠点性と機能が求められています。


しかし、既存市街地は、公共インフラの老朽化、商業核の移動、市街地を南北に結ぶ都市計画道路の未整備、一部地区での用途混在により、都市機能の縮小・空洞化が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、都市計画道路の整備を進めるとともに、土地区画整理等による新規の住宅系用地や産業系用地の計画的な確保、市街地再開発による高度利用や低未利用地・施設の有効活用を進め、駅周辺を中心に民間投資を喚起・誘発する都市機能の充実及び集約を図ります。

イ 田園ゾーン

市内を流下する田川、奈良井川、小野川の河岸段丘と扇状地に位置し、山並みを背景に田園風景が広がり、古くから農山村集落が形成されています。

広大な農地や気候風土が生み出す農作物や農産加工品等の自然由来の資源のほか、宿場町の面影を残す町並みや歴史的資源を有しており、職住



の近接性と融合することにより田園都市を実現する重要な地域です。今後も農業を中心に、地域の特性を生かした土地利用の進展が望まれます。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足、核家族化の進展に伴う市街地ゾーンや大都市圏への転出により、集落・コミュニティーの縮小や、農地や家屋の遊休・荒廃化が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、空き家の有効活用や定住化を促進するとともに、優良農地については、地域の中心的農業経営体への面的集積の促進や、遊休・荒廃化の防止、里地里山の環境整備により保全を図ります。また、本市地域ブランドを構成する地域資源を生み出すエリアや、住宅地や工業用地といった市街地に近接するエリアについては、周辺環境に配慮しながら、都市的土地利用との共生、複合化や利用転換を図ります。

ウ 環境保全ゾーン

市域南部の水源である奈良井川の上流に位置する中央アルプス県立自然公園を含む、標高2,653mから800mと落差の大きい山並み、東部に連なる八ヶ岳中信高原国定公園と塩嶺王城県立自然公園を含む森林及び南部に広がる森林地域です。

高ボッチ高原や東山山麓には、貴重な高山植物や鳥獣類が生息しており、南東部の山地・丘陵部においては、自然環境を生かした公園・自然体験施設などが整備されています。今後も、水源涵養^{かん}などの公益的機能を維持しながら、将来にわたる市民共有の財産として、維持造成されることが望まれます。


しかし、戦後の生活様式や林業の衰退により、今後成熟期を迎える森林資源が活用されず、荒廃化と多面的機能の低下が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、多様な主体による管理や保全、機能に応じた適正な森林施業を行うための路網整備、里地里山の環境整備により、維持造成に努めます。また、この地域を資源として木材やエネルギーの生産・消費、市民等の文化・教育的活動を創出し、域内循環型のまちづくりを推進します。



第3

第2に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要

- 
- 1 公共の福祉の優先
 - 2 国土利用計画法等の適切な運用
 - 3 地域整備施策の推進
 - 4 土地の保全と安全性の確保
 - 5 環境の保全と美しい土地の形成
 - 6 土地利用転換の適正化
 - 7 土地の有効利用の促進
 - 8 土地の市民的経営

第3

第2に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、自然的、社会的、文化的諸条件に応じて適正な利用を図ります。

2 国土利用計画法等の適切な運用

塩尻市計画実現のため、国土利用計画法やこれに関連する土地利用関連法の適切な運用や、個別法に基づく土地利用計画について、計画相互の調整を図ります。また、社会的・経済的諸条件の変化に対応し、塩尻市計画に沿った見直しなど適正な土地利用を図ります。

3 地域整備施策の推進

バランスのとれた質の高い田園都市の形成を目指して、地域の振興を基本に土地の均衡ある発展を図るため、市街地ゾーン、田園ゾーン、環境保全ゾーンに区分し、それぞれのゾーンの特性を生かし、都市部、農村部及び山村部が一体となった地域整備施策の推進を図ります。

また、田園ゾーンにおいて自然的、社会的、文化的な特性に配慮した整備を推進するため、3つの環境整備エリアを設定します。

(1) 自然と共生複合利用エリア

信州F・POWERプロジェクト事業用地及びその周辺、また塩尻駅西側のワイン醸造メーカーが集積する桔梗ヶ原ワインバレーを、「自然と共生複合利用エリア」とし、それぞれの地域が持つ特性を生かしながら、整備を進めます。

これらの地域では、交通の利便性に優れた立地条件を生かすとともに、市民や来訪者が、自然景観や自然由来資源を生かした複合的土地利用により、生み出される付加価値を体験・享受できる施設等の整備を図ります。

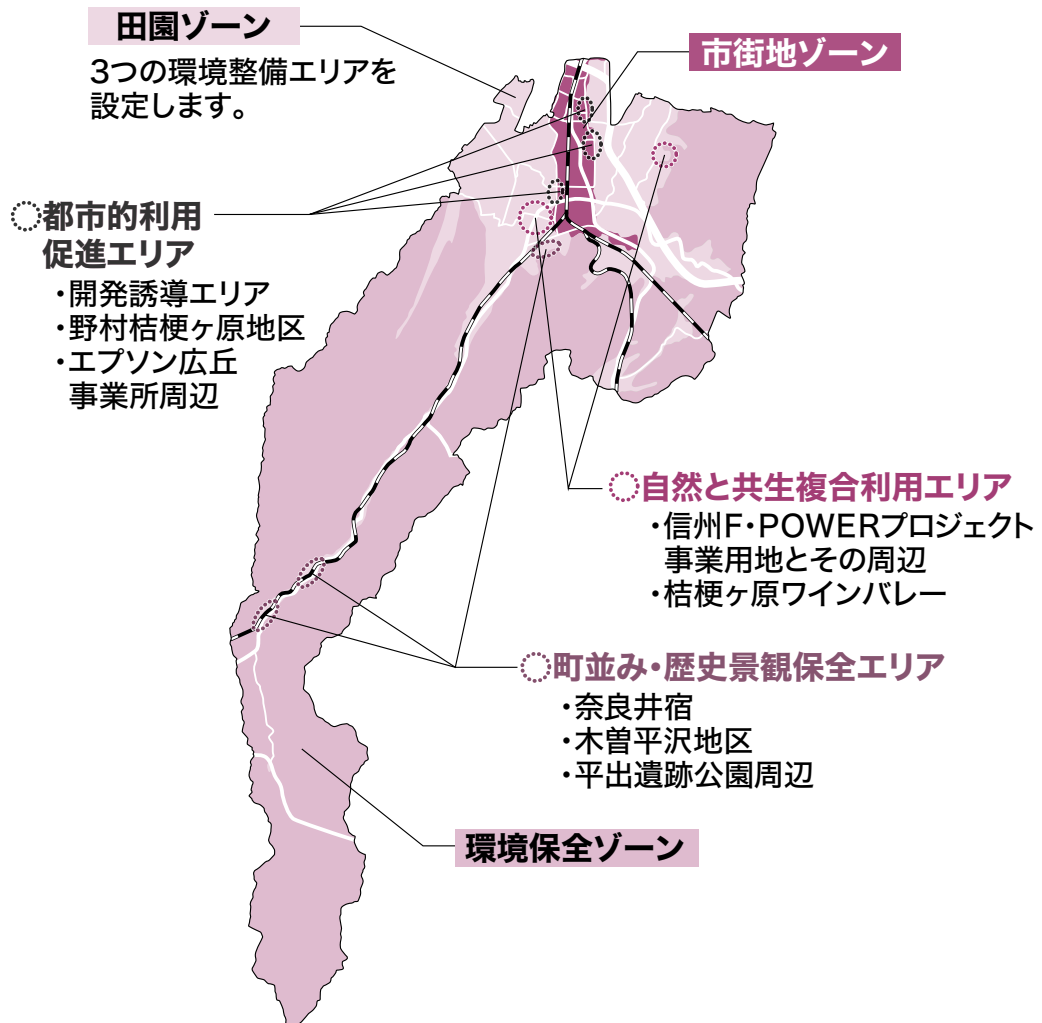
(2) 都市的利用促進エリア

開発誘導エリア、野村桔梗ヶ原地区、エプソン広丘事業所周辺は、「都市的利用促進エリア」とし、市街地ゾーンの拡大区域として位置付け、これからの社会経済情勢を視野に入れながら、周辺の土地利用に配慮しつつ、計画的に開発を調整・誘導する区域として整備を進めます。

これらの地域は市街地に隣接した利便性の高い区域であり、公共公益施設や新規流入人口の居住の受け皿、地域雇用を支える新たな産業用地の公共又は民間による整備を進め、職住が近接した環境確保を図ります。

(3) 町並み・歴史景観保全エリア

奈良井宿、木曾平沢地区、平出遺跡公園周辺を、「町並み・歴史景観保全エリア」とし、街道文化財と歴史的遺産の保全継承を図り、観光拠点としての基盤づくりや、歴史文化の拠点として整備を進めます。





4 土地の保全と安全性の確保

(1) 自然条件に対応した防災・減災対策

本市の地形、地質、気象等の自然的条件に対応して、自然災害等の防止のための施設整備と、適切な土地利用への誘導を図ります。

(2) 総合的な治水対策

流域の保水・遊水機能を確保するための施設整備や土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進します。

(3) 森林の適正な管理

森林の持つ土地の保全と住民の安全・安心な生活の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林の適正管理や保安施設の設置に努めます。さらに森林所有者の多くが小規模所有であることから、私有林から公有林まで林業関係者の連携により適正な森林管理を推進します。

(4) 安全性の向上

土地の安全性を確保するため、防災施設の整備、公共空間の確保、ライフラインの多重化、交通ネットワークの代替性の確保、公園や学校等の防災機能の強化を図ります。また、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり危険箇所など、宅地不適地と見込まれる地区は、住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域等に配慮した適正な土地利用を進めます。

5 環境の保全と美しい土地の形成

(1) 多様な自然環境の保全

- ア 原始的な自然、在来の野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点から価値を有する自然については、行為規制などにより、適正な保全

を図ります。里地里山のように人の手が入ることによって維持される自然については、多様な主体による保全活動や農林業活動、必要な施設の整備などを通じて、利用と保全が調和した自然環境の維持・形成を図ります。

- イ 生物の多様性を確保する観点から、農地、森林、市街地内緑地・水辺、河川などをつなぐ生態系ネットワークの形成や外来生物の侵入防止に配慮します。
- ウ 在来の野生生物の生息環境を保全する一方、野生鳥獣被害対策を推進し、被害の防止を図ります。
- エ それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保します。

(2) 低炭素社会の形成

- ア 地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の形成を図るため、環境と調和した交通体系の形成や住宅・建築物の省エネルギー対策などに取り組み、環境負荷の少ない適切な土地利用を図ります。
- イ 二酸化炭素吸収源となる森林や市街地の緑地の適切な保全・整備を図ります。

(3) 上流水源地としての健全な水循環の確保

水源地域の保全、森林の水源涵養機能^{かん}の発揮、農地の適切な維持管理、水辺地や水生生物の保全による河川などの自然浄化能力の維持、雨水の地下浸透、土壤汚染の防止など、地下水の水質保全などを促進する土地利用を進め、健全な水循環の構築を図ります。

(4) 快適で質の高い生活環境の創造

- ア 公園緑地、上下水道などの生活環境の質を高める社会資本の維持管理・更新を推進します。
- イ 住居系、工業系などの用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めます。
- ウ 歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護を図るとともに、良好な町並み景観、緑地・水辺景観、農山村景観など自然と歴史が調和した美しい景観の保全・育成を図ります。



(5) 資源循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3R及び適正処理を推進するとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

(6) 環境影響評価等の実施

大規模開発などの事業に当たっては、必要に応じて環境影響評価を行い、公害の防止及び自然環境の保全に配慮します。

(7) 法令などの適切な運用

自然環境の保全、歴史的風土の保存、文化財の保護及び公害防止を図り、良好な土地の環境を確保するため、既存の法令などに基づく基準や「塩尻市環境基本条例」の適切な運用により、土地利用の適正化を図ります。

6 土地利用転換の適正化

(1) 土地利用の転換

土地利用の転換は、復元の困難性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系への影響に十分留意した上で、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して、適正に行います。

特に、農地や森林などの自然的土地利用からの転換は、計画的かつ慎重に行います。また、転換途上にあっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直しなど適切な措置を講じます。

(2) 農地の利用転換

農地の利用転換を行う場合には、食糧生産の確保、農業経営の安定など地域農業に及ぼす影響及び多面的機能が低下しないよう留意し、農業以外

の土地利用計画との調整を図ります。

市街地内の農地については、人口、産業などの集積動向を勘案し、宅地などへの転換を図るとともに、緑地機能として保全する農地の確保にも配慮します。

(3) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、水源涵養^{かん}、土壤保全による災害防止などの公益的機能の低下を防止します。

また、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮して周辺の土地利用との調整を図ります。

(4) 大規模な土地の利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶことに配慮し、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、地域住民の理解の下に土地の保全と安全性の確保、環境の保全などを前提に適切な土地利用を進めます。

7 土地の有効利用の促進

(1) 農地

- ア 本計画をはじめ農業以外の土地利用計画との調整を図るなど、農業振興地域整備計画の適正な運用により、集団化された優良農地を維持・確保します。
- イ 農業生産法人や大規模農業者などの中心的経営体への集積を図ります。
- ウ 農業者をはじめ地域住民やNPOなどの多様な主体の直接的・間接的な参加による適切な管理により、土壤保全、水源涵養^{かん}などの多面的機能の維持を図ります。
- エ 市街地内及び近接農地については、市民農園や体験型農園への活用や、都市的土地利用との調整により、遊休・荒廃化を防止します。



(2) 森林

- ア 市町村森林整備計画などに基づき、機能に応じた施業により、整備と保全を計画的に推進します。
- イ 林業を担う人材の育成・確保、生産・加工・流通体制などの整備により、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。
- ウ 地域木材を活用した住宅などの普及や公共公益施設の建設を促進し、薪ストーブやペレットストーブ、ペレットボイラの導入などにより、森林資源の地域内循環を推進します。
- エ 森林による癒しや、ふれあい、レクリエーション活動や、教育・文化的活動の場としての森林や設備の整備を進め、観光も含めた総合的な利用を図ります。
- オ 植樹や間伐などの森林づくりや、里地里山の整備へ、地域住民やNPOなどの多様な主体の直接的・間接的な参加を促進します。
- カ 野生鳥獣や病害虫による森林被害を防止するため、個体数調整、間伐を中心とした森林整備、緩衝帯の整備、伐倒駆除、樹種転換などの対策を進めます。

(3) 水面・河川・水路

災害防止のための河川整備や砂防施設の整備により安全性の確保に努めるとともに、親水的要素を持った水辺空間を維持・創出し、うるおいとやすらぎを与える機能と自然環境の保全・再生を進めます。

(4) 道路

- ア 安全性、快適性、防災機能の向上に努め、コンパクトな市街地空間の維持に配慮した整備を推進します。
- イ 交通の円滑化と安全性を確保するとともに、広域都市間や地域間交流・連携を促進するため、幹線道路を中心として体系的な整備を推進します。
- ウ 既存道路の適切な維持管理・更新により、持続的な利用を図ります。

(5) 住宅地

- ア 既存市街地の再開発による高度利用や、低未利用地の有効活用、市街化区域内農地の利用促進、市街地に近接する地区における転換により、計画的整備を進めます。
- イ 耐震や防災などの安全性、環境性能や省資源、都市部と農山村部が一体になったエネルギー循環、景観など質的向上に配慮した環境整備を図ります。
- ウ 空き家の有効活用や定住化の促進により、集落・コミュニティーの健全な維持に努めます。

(6) 工業用地

- ア グローバル化や情報化、高付加価値化など産業構造の変化に伴い、知の育成・創造・集積を進めます。
- イ 環境負荷の低減と地域社会との調和に配慮します。

(7) その他の宅地

再開発による高度利用や、空き店舗や低未利用地の有効活用を図るとともに、商店街・個店・住民など多様な主体の創意工夫により賑わいの創出を図ります。

(8) 低未利用地

- ア 市街地及びその周辺の低未利用地については、再開発用地としての利用を図るほか、新たな住宅地や工業用地、公共公益施設の需要がある場合には優先的に活用するなど、地区の実情を踏まえて有効利用を図ります。
- イ 耕作放棄地については、その解消に向け、農地法をはじめとする諸制度や手続きにより、その実態を把握するとともに、農地として活用できるものについては、生産のための基盤整備や中心的経営体への集積の促進などにより、有効利用を図ります。また、農地としての活用が困難なものについては、森林や宅地などへ計画的に転換するなど、有効利用を図ります。



(9) 有効な土地利用への誘導

土地所有者が、良好な土地管理と定期借地権制度などを活用した有効な土地利用を図るよう誘導します。

8 土地の市民的経営

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして土地の管理に参加することは、土地の管理水準の向上だけでなく、地域への愛着を深める契機や地域における交流の促進、土地所有者の管理に対する喚起など、適切な土地利用のための効果が期待されます。

このため、土地所有者はもとより、これまで公的な役割を担ってきた、国、県、市に加え、新たな公共の担い手としての地域住民、企業、他地域の住民など多様な主体が、農地や森林の保全活動への参加、緑化活動への寄付、公園や道路の整備や管理への参加などの様々な方法により、土地の適切な管理へ参画していく「土地の市民的経営」の取り組みを推進します。



参考資料



1 計画策定の経過

2 土地の利用区分の定義及び用語の解説

3 計画における主要指標

4 利用区分ごとの規模の目標の考え方

5 利用区分別面積と関係指標の推移と目標

5-1 農地面積と関係指標の推移と目標

5-2 森林面積と関係指標の推移と目標

5-3 水面・河川・水路面積の推移と目標

5-4 道路面積の推移と目標

5-5 宅地面積の推移と目標

5-6 住宅地面積と関係指標の推移と目標

5-7 工業用地面積と関係指標の推移と目標

5-8 市街地人口、面積の推移

6 土地利用概略図

土地利用現況図

土地利用構想図



参考資料

1 計画策定の経過

平成25年

7月4日～7月21日	市民アンケート(配布数989、回収率46.2%)
------------	--------------------------

平成26年

2月5日	総合計画審議会専門部会にて現況調査について協議
------	-------------------------

2月27日	第4回総合計画審議会にて全体構成案について協議
-------	-------------------------

4月24日	総合計画審議会専門部会にて全体構成案について協議
-------	--------------------------

5月15日	第5回総合計画審議会にて全体構成について協議
-------	------------------------

10月24日～11月25日	素案についてパブリックコメント手続き
---------------	--------------------

10月30日	第7回総合計画審議会にて計画素案について協議
--------	------------------------

平成27年

1月7日	計画案を県に提出
------	----------

2月10日	市議会議員全員協議会にて計画案について協議
-------	-----------------------

2月17日	県の意見書に対する市の回答
-------	---------------

	計画案を県に提出
--	----------

2月23日	第8回総合計画審議会にて計画案について協議
-------	-----------------------

3月11日	県の意見書
-------	-------

3月25日	県の意見書に対する市の回答
-------	---------------

4月	公表
----	----

庁内会議

庁議	4回
----	----

政策調整プロジェクト会議	5回
--------------	----

2 土地の利用区分の定義及び用語の解説

(1) 土地の利用区分の定義

利用区分別面積は、長野県「国土利用計画(市町村計画)策定の手引」による「利用区分の定義及び把握方法」を踏まえつつ、把握精度の向上を図るため、5年に一度実施する都市計画基礎調査における土地利用現況調査により把握します。なお、土地利用現況調査は、家屋課税台帳・住宅地図より建物用途を調査し、建物の無い箇所は土地課税台帳・地形図・航空写真より土地利用状況の調査を行ったものです。

利用区分		摘 要
本計画	都市計画基礎調査における区分	
農 地	田	水田
	畑	畑、樹園地、養鶏(牛、豚)場
森 林	山林	樹林地
原 野 等	その他の自然地	採草地、原野・牧野、荒地(耕作放棄地等)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
水 面・河 川・水 路	水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
道 路	道路用地	道路、駅前広場
宅 地	住宅用地	住宅、共同住宅、併用住宅、別荘地
	工業用地	重工業、軽工業、サービス工業、家内工業、危険物貯蔵・処理の各施設用地
	商業用地	業務、商業、宿泊、娯楽、遊技、商業系用途複合の各施設用地
	農林漁業施設用地	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場など
	公益施設用地	官公庁、文教厚生各施設用地、処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設など
そ の 他	公共空地	公園、緑地、広場、運動場、墓園
	交通施設用地	鉄道用地、空港、立体駐車場、自動車ターミナル、運輸倉庫
	その他の空地	未利用地(建物跡地等)、ゴルフ場、平面駐車場、改変工事中の土地、スキー場など

(参考)国土利用計画(市町村計画)策定の手引による土地利用区分の定義

利用区分	定義	資料
農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。	● 農林水産省作物統計
森林	森林法第2条第1項に規定する森林を対象とし、国有林と民有林との合計である。ただし、林道面積は含まないこととする。 (1) 国有林:林野庁所管国有林及びその他省庁所管国有林の合計である。 (2) 民有林:森林法第2条第1項に定める森林であって、同法同条第3項に定めるもの。	● 長野県民有林の現況
原野等	農地法第2条第1項に定める採草放牧地(国有林野貸付使用地に限る)と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林(ただし林野庁所管分に限る)を除いた面積との合計である。	● 世界農林業センサス ● 農林業センサス ● 国有林野事業統計書 ● 森林管理署資料
水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。 (1) 水面:湖沼(人造湖及び天然湖沼)及びため池の満水時の水面である。 (2) 河川:河川法第4条に定める一級河川及び同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域である。 (3) 水路:農業用排水路である。	● ダム総覧 ● ため池台帳 ● 地形図

利用区分	定 義	資 料
道 路	<p>一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。</p> <p>(1) 一般道路:道路法第2条第1項に定める道路である。</p> <p>(2) 農道:農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び市町村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道である。</p> <p>(3) 林道:国有林林道及び民有林林道である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路現況調査 ● 国有林野事業統計書 ● 林道台帳
宅 地	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。</p> <p>(1) 住宅地:「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅団地、市町村営住宅団地及び公務員住宅団地を加えたものである。</p> <p>(2) 工業用地:「工業統計調査(用地、用水編)」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したものである。</p> <p>(3) その他の用地:住宅地及び工業用地のいずれにも該当しない宅地である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産の価格等の概要調書 ● 工業統計調査(用地、用水編)
その他	<p>市町村土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を除いたものである。(公園・緑地・広場等の公共空地、ゴルフ場、スキー場、鉄道敷等がある。)</p>	
市街地	<p>国勢調査による「人口集中地区」である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国勢調査

(2)用語解説

※頁は最初に登場する頁番号

■ か行		頁
環境影響評価	開発が環境に与える影響について、事前に調査、予測及び評価をすることで、環境の保全等の措置を予め検討し、措置を講じた後の環境影響について総合的に評価を行うもの。	18
環境と調和した交通体系	自家用車から公共交通機関に乗り換える「パーク&ライド」、使用した天ぷら油を活用したバイオディーゼル燃料の活用等による、環境にやさしい交通体系。	17
緩衝帯	農作物被害や突発的な人身被害を回避するため、集落・農地と野生動物が生息する森林との境を明確にするよう一定幅で伐採・間伐された緑地。	6
区域区分	無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。	5
減災	災害時において発生する被害を最小限に食い止めること。	16
行為規制	法令等により、可能な行為が厳しく制限されている規制。 具体的には、自然公園法による国立公園や国定公園における特別保護地区での行為規制（許可制）や森林生態系保護地域における規制（保護地域においては研究等のほかは手を加えていない）等。	16
公共の担い手	価値観の多様化、社会貢献意識の高まり等に伴い、公共の分野で活動する個人、ボランティア・NPO、各種団体、企業等。	22
コンパクトな市街地	現在ある市街地の土地を有効に利用しながら、人口規模にあった都市施設を効率よく整備・集積した市街地。	5
■ さ行		頁
里地里山	都市と原生的自然との間や集落の近くにあつて、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所。	5
自然的土地利用	都市的土地利用以外の土地利用で、農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川等を加えたもの。	2
市民農園	サラリーマンなど、農業者以外の人々が小区画の農地を利用して野菜や花を育てる農園。	6

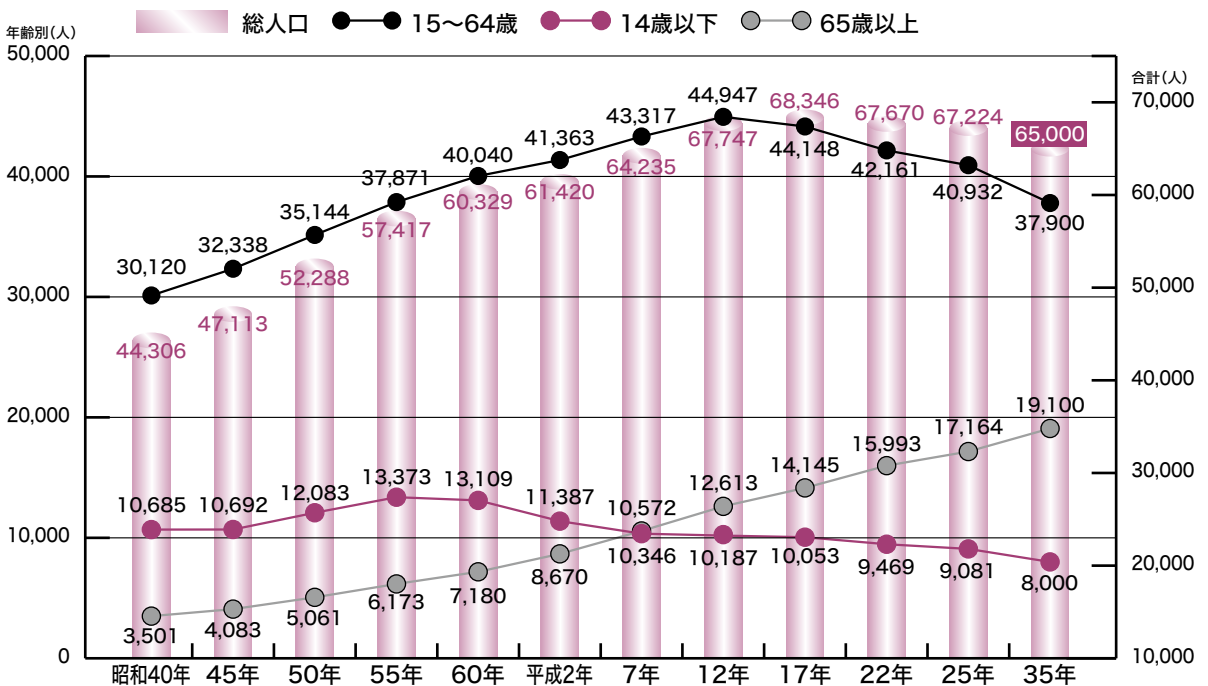
人口集中地区 (DID)	国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として、人口密度の高い調査区(人口密度が1km ² 当たり4,000人以上)が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域。	10
親水 ^{しんすい}	河川、湖沼などの水域のもつ空間、水流などの環境に地域住民が親しむこと。	7
水源の涵養 ^{かん}	森林や水田の働きにより、湧水や洪水を緩和して安定的に水が供給されること。	5
生態系ネットワーク	生態系を健全かつ安定的に存続させるため、生物種の生態特性に応じて森林等の生息・生育空間が間断なくつながっている状態。	17
生物の多様性	地球上の生物の多様さとその生育環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。	17
■ た行		頁
体験型農園	農業者の指導・管理のもと、利用者がレクリエーションその他の営利目的以外の目的で農作業を行う農園のこと。	6
多面的機能	農業生産活動を通じて発揮される多面的機能とは、土地の保全、水源の涵養 ^{かん} 、自然環境の保全、良好な景観の保全・育成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。 森林の有する多面的機能とは、土地の保全、水源の涵養 ^{かん} 、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能。	4
地域整備施策	地域の生活条件、生産条件及び自然環境等を整備し、総合的な居住環境の向上を図るために行われる施策。	14
地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として、その地区の状況や特性に応じて定めるまちづくりの計画。	5
知の育成・創造・集積拠点	交通の要衝地としての地理的要因や世界的な先端製造業事業所の本拠地、市民交流センターを核とする知恵の交流、教育再生による人材育成等、本市の持つ強みをまとめた要素項目。目指す都市像「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」の源泉の一つに位置付ける。	2

■ た行		頁
定期借地権	定められた借地契約期間満了後、更新がなく、借主が土地を所有者に返還する制度のこと。一般定期借地権（期間50年以上）、建物譲渡特約付借地権（期間30年以上）、事業用借地権（期間10年から20年）の3類型がある。	22
低炭素社会	代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量が少ない社会・経済システムを構築した社会。	17
低未利用地	利用がなされていない土地又は立地条件から見てその利用形態が社会的に必ずしも適切でない土地。	3
田園都市	英国の都市計画家、E・ハワードが提唱した「豊かな自然の恵みと快適な都市機能を併せ持ち、自給性と自立性の獲得を目指す田園都市」を基本的な考え方に、塩尻市独自の強みを生かして目指す都市の将来像。	2
都市機能の空洞化	中心市街地等において、居住人口が減少し空き店舗が発生・増加するなど活力の低下がみられる状態。	11
都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等の主として人工的施設による土地利用。	2
■ な行		頁
農業振興地域整備計画	県知事から農業振興地域の指定を受けた市町村が策定した、10年間を見通して農用地区域を定めた農用地利用計画と、農業振興に関する施策展開についての基本計画から構成される計画。	19
農用地の利用集積	特定の農業の担い手に、「所有」、「借入」、「農作業受託」等の手段によって農用地を面的にまとまった形で集積し、水利用や効率生産等の点から農用地を農用地として有効に利用しようとする取組。	21
■ ら行		頁
ライフラインの多重化	ライフライン（電気、ガス、水道、交通、通信等）の途絶による機能不全をカバーするため、複数ルート化等での代替性を確保すること。	16

3 計画における主要指標

項目	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年 (基準年)	平成35年 (目標年)
総人口	人	61,420	64,235	67,747	68,346	67,670	67,224	65,000
14歳以下		11,387	10,346	10,187	10,053	9,469	9,081	8,000
15～64歳		41,363	43,317	44,947	44,148	42,161	40,932	37,900
65歳以上		8,670	10,572	12,613	14,145	15,993	17,164	19,100
人口構成比	%	14歳以下	16.1%	15.0%	14.7%	14.0%	13.5%	12.3%
		15～64歳	67.3%	66.3%	64.6%	62.3%	60.9%	58.3%
		65歳以上	14.1%	18.6%	20.7%	23.7%	25.5%	29.4%
総世帯数	世帯	18,346	21,111	23,557	24,860	25,092	25,783	-
1世帯当り人員	人	3.3	3.0	2.9	2.7	2.7	2.6	-

※年齢不詳は含まない



参考資料

4 利用区分ごとの規模の目標の考え方

利用区分	説明
農地	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団化された優良農地を確保と、効率的な利用と生産性の向上を促進 ● 市民農園や体験型農園としての活用や、都市的土地利用との調整により、遊休・荒廃化を防止 ● 多様な主体の直接的・間接的な参加による適切な管理により、多面的機能を維持
森林	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体の直接的・間接的な参加により、機能に応じた森林施業と里地里山の環境を整備 ● 野生鳥獣の個体数調整、間伐を中心とした森林整備、緩衝帯の整備、伐倒駆除、樹種転換により森林被害を防止
原野等	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴重な自然環境を形成している原野については、生態系及び景観の観点から保全 ● その他の原野については、周辺の土地利用や環境保全に配慮した有効活用
水面・河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全性を確保するための河川整備や砂防施設を整備 ● 水資源と水源地の保全、河川、農業用排水路などの整備に要する用地を確保
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通の円滑化と安全性を確保し、広域都市間や地域間交流・連携を促進するため、幹線道路を中心として必要な用地を確保 ● 既存用地を適切な維持管理・更新により、持続的に利用 ● 農林業の生産性の向上及び土地の適正な利用を図るため、自然環境の保全に配慮して整備に要する用地を確保

利用区分	説明
宅地	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅地については、既存市街地の再開発による高度利用や、土地区画整理等による低未利用地の有効活用、市街化区域内農地の利用促進、市街地に近接する地区における転換により、計画的に整備 ● 耐震や防災などの安全性、環境性能や省資源、都市部と農山村部が一体になったエネルギー循環、景観など質的向上に配慮した環境整備 ● 空き家の有効活用
	<ul style="list-style-type: none"> ● 工業用地については、知の育成・創造・集積を進める上で必要な用地を確保 ● 環境保全に配慮するとともに、職住近接を基本とし、既存市街地内の工業系地域及びこれに隣接する地区を中心に確保
	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の宅地については、再開発による高度利用や、空き店舗等を有効活用 ● 多沿道型商業施設については、主要幹線道路沿いにおいて、良好な環境と周囲の景観に配慮して適切に土地利用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通施設用地や公共空地、ニーズの多様化を踏まえて未利用地、耕作放棄地などを含め用地を確保 ● 多様な主体の参加や広域的連携を視野に入れて有効利用

土地利用計画面積の転換表

(単位:ha)

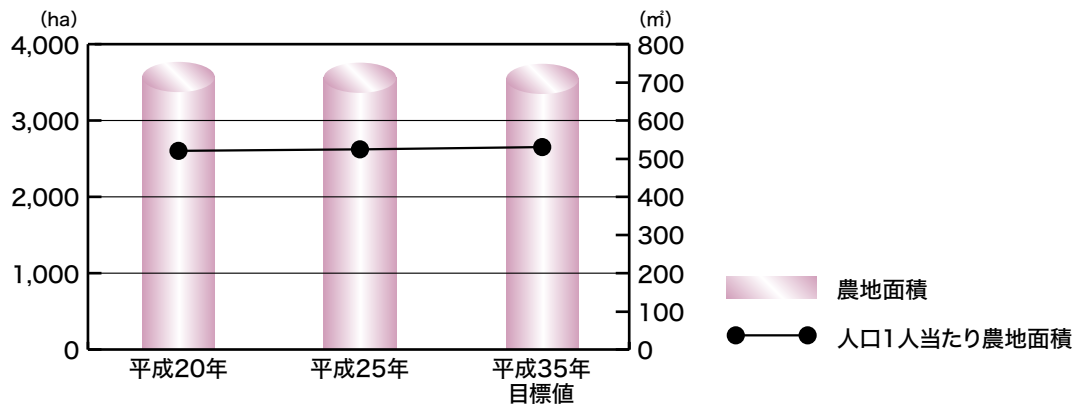
利 用 区 分	基準年	目標年	増減	農地	森林	原野等		水面 河川 水路	道路	宅地			その他		
	平成 25年	平成 35年				原野	採草 放牧地			住宅地	工業	その他 宅地			
農 地	3,560	3,482	△78						△6	△72	△50	△14	△8		
森 林	21,587	21,571	△16						△3	△13		△13			
原 野 等	447	442	△5							△5			△5		
原野	378	373	△5							△5			△5		
採草 放牧地	69	69	0												
水面・ 河川・ 水路	171	161	△10											△10	
道 路	796	805	9	6	3										
宅 地	1,488	1,578	90	72	13	5	5				8	10	△18		
住宅地	1,079	1,121	42	50						△8			△8		
工業 用地	229	246	17	14	13					△10			△10		
その他 宅地	180	211	31	8		5	5			18	8	10			
そ の 他	969	979	10					10							
合 計	29,018	29,018	0	78	16	5	5	0	10	△9	△90	△42	△17	△31	△10

5 利用区別面積と関係指標の推移と目標

5-1 農地面積と関係指標の推移と目標

	農地面積(ha)	人口(人)	農業就業人口(人)	人口1人当たり農地面積(m ²)	農業就業人口1人当たり農地面積(m ²)
平成20年	3,570	67,828	3,735	526	9,557
平成25年	3,560	67,224	2,913	530	12,222
目標値 平成35年	3,482	65,000	—	536	—

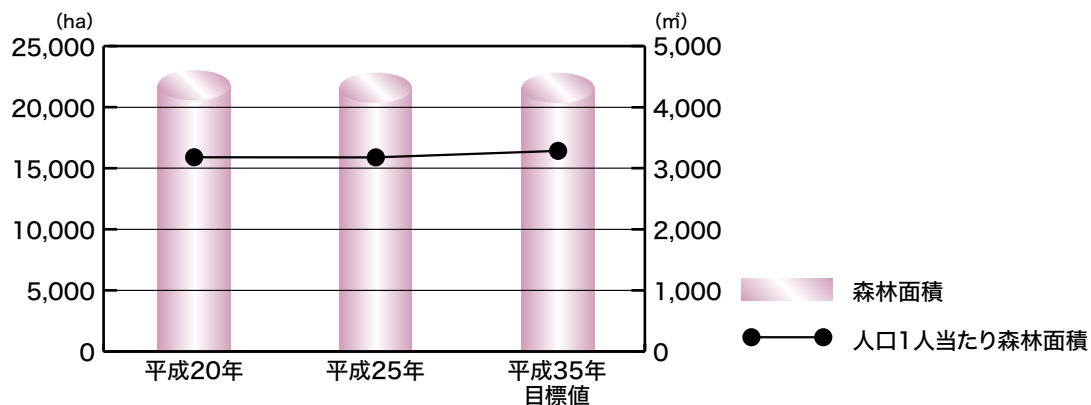
(注)人口は毎月人口移動報告(各年10月)・農業就業人口は平成17年、22年の国勢調査第一次産業人口数値



5-2 森林面積と関係指標の推移と目標

	森林面積(ha)	人口(人)	人口1人当たり森林面積(m ²)	市の面積に占める割合(m ²)
平成20年	21,792	67,828	3,213	75.1
平成25年	21,587	67,224	3,211	74.4
目標値 平成35年	21,571	65,000	3,319	74.3

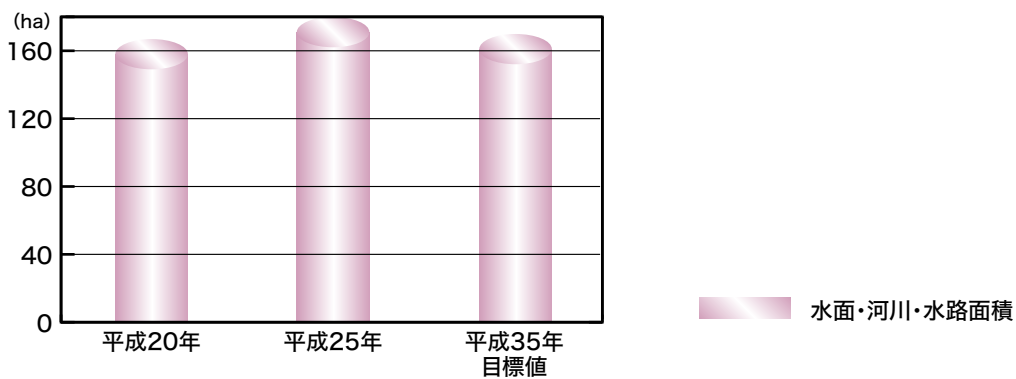
(注)市の全体面積29,018ha・人口は毎月人口移動報告(各年10月)



5-3 水面・河川・水路面積の推移と目標

	面積 (ha)	市の面積に占める割合 (%)
平成20年	158	0.5
平成25年	171	0.6
目標値 平成35年	161	0.6

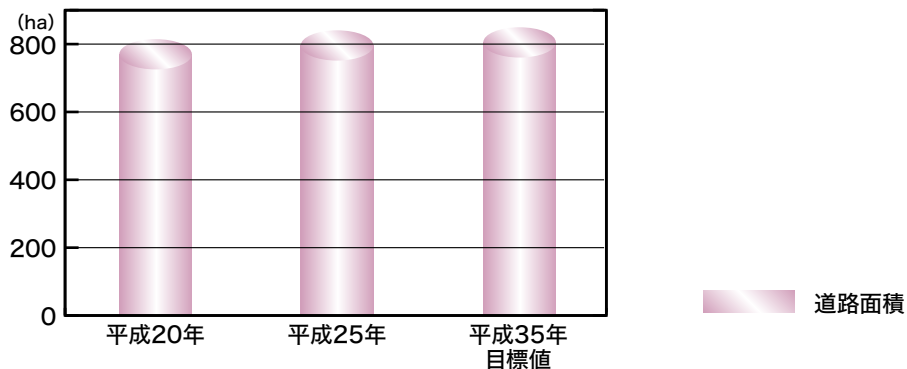
(注)市の全体面積29,018ha



5-4 道路面積の推移と目標

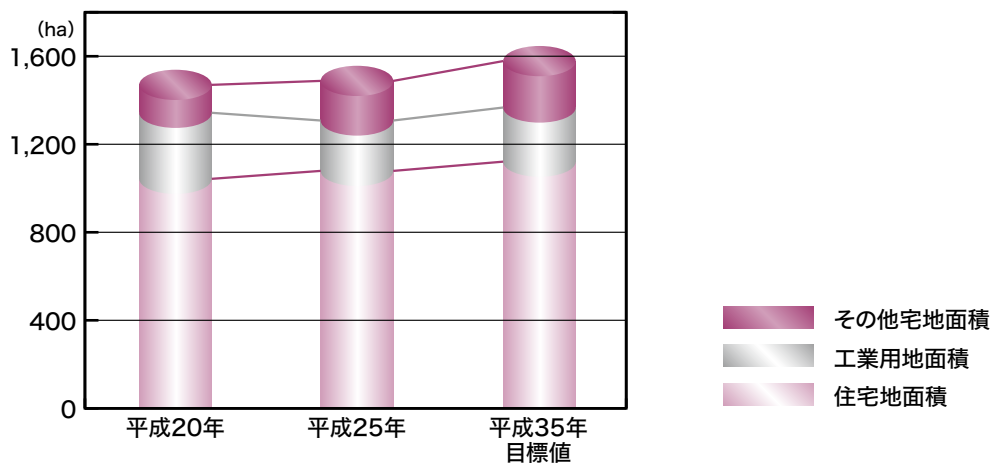
	面積 (ha)	市の面積に占める割合 (%)
平成20年	770	2.7
平成25年	796	2.7
目標値 平成35年	805	2.8

(注)市の全体面積29,018ha



5-5 宅地面積の推移と目標

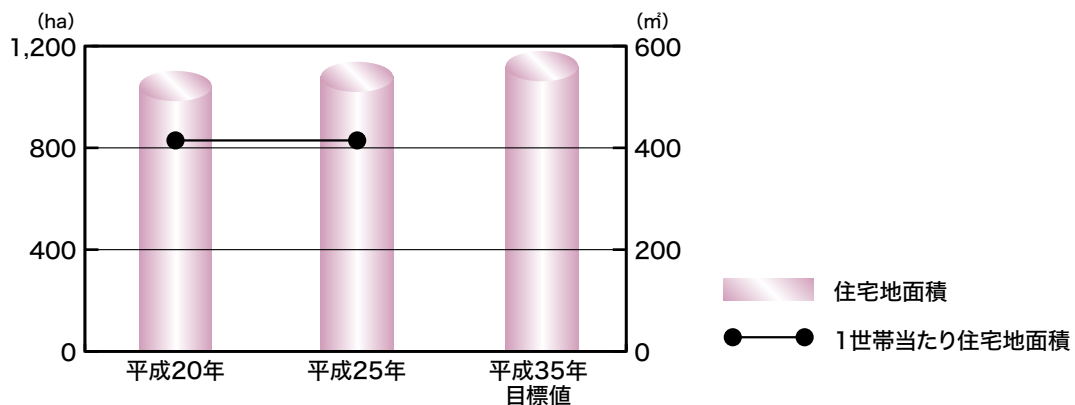
	住宅地(ha)	工業用地(ha)	その他宅地(ha)	宅地計(ha)
平成20年	1,043	300	127	1,470
平成25年	1,079	229	180	1,488
目標値 平成35年	1,121	246	211	1,578



5-6 住宅地面積と関係指標の推移と目標

	住宅地面積(ha)	世帯数(世帯)	1世帯当たり住宅地面積(m ²)
平成20年	1,043	24,899	419
平成25年	1,079	25,783	419
目標値 平成35年	1,121	—	—

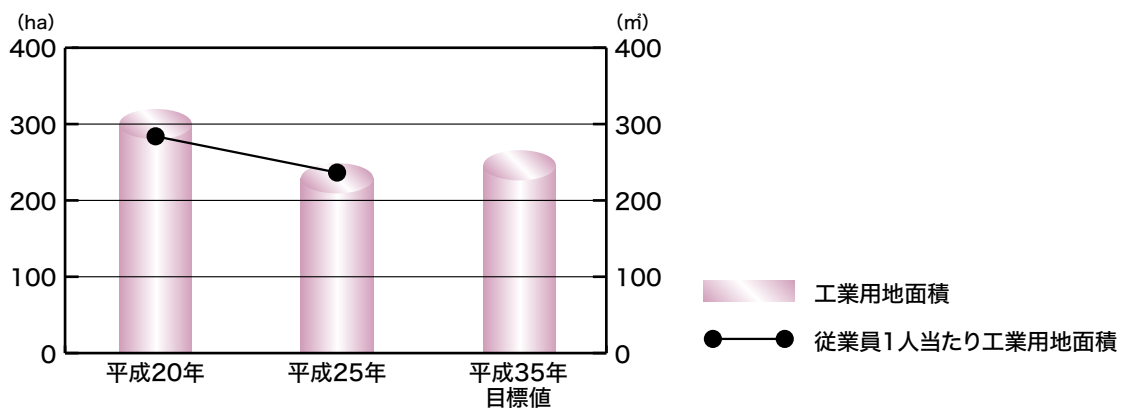
(注)世帯数は毎月人口移動報告(各年10月)



5-7 工業用地面積と関係指標の推移と目標

	工業用地面積 (ha)	従業員数 (人)	従業員1人当たり 工業用地面積 (m ²)
平成20年	300	10,434	287
平成25年	229	9,584	239
目標値 平成35年	246	—	—

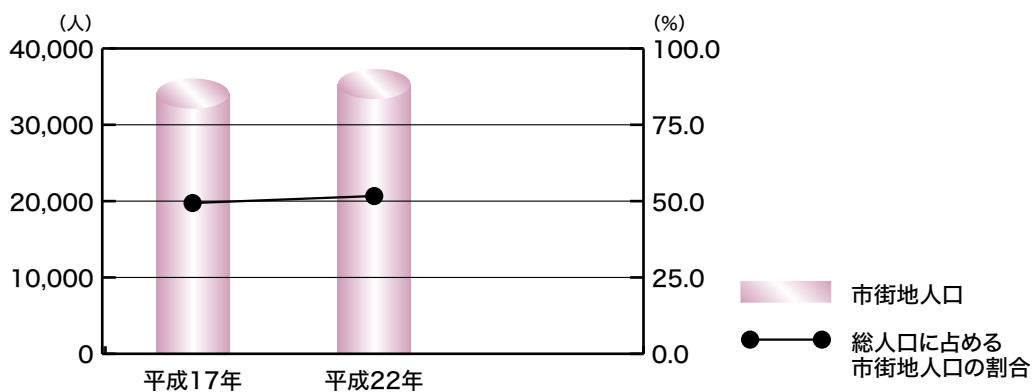
(注)従業員数は工業統計調査(平成25年は速報値)



5-8 市街地人口、面積の推移

	市街地人口 (人)	市街地面積 (ha)	人口密度 (人)	総人口 (人)	総人口に占める 市街地人口の割合 (%)
平成17年	34,086	795	42.9	68,346	49.9
平成22年	35,344	825	42.8	67,670	52.2

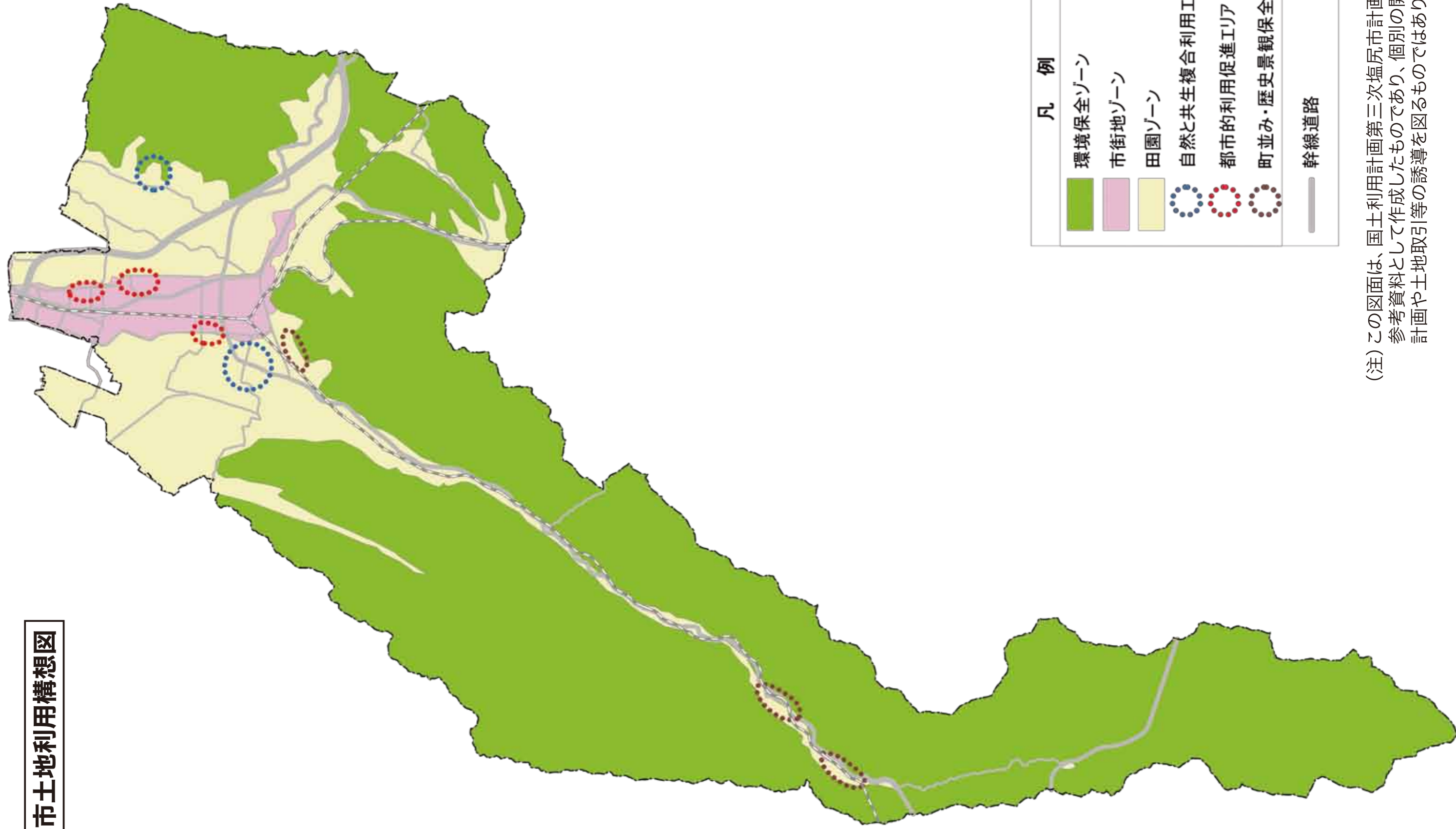
(注)平成17年、22年の国勢調査










塩尻市土地利用現況図



塩尻市土地利用構想図



凡 例	
	環境保全ゾーン
	市街地ゾーン
	田園ゾーン
	自然と共生複合利用エリア
	都市的利用促進エリア
	町並み・歴史景観保全エリア
	幹線道路

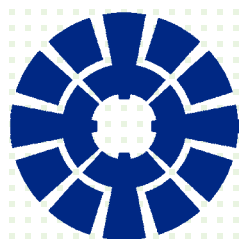
(注) この図面は、国土利用計画第三次塩尻市計画の参考資料として作成したものであり、個別の開発計画や土地取引等の誘導を図るものではありません。

国土利用計画第三次塩尻市計画

平成27年4月発行

編集・発行 塩尻市
〒399-0786
長野県塩尻市大門七番町3番3号
TEL 0263-52-0280

編集協力 株式会社こうそく



平成27年4月
塩 尻 市

